

公立大学法人宮城大学第4期中期目標（中間案）の概要

1 中期目標の位置付け

地方独立行政法人法第25条及び第78条に基づき、公立大学法人宮城大学が今後6年間に
おいて達成すべき業務運営に関する目標として、法人の設立団体である県が定めるもの。

2 第4期中期目標（中間案）の概要

（1）目標期間

令和9年度から令和14年度まで

（2）基本的な考え方

第3期における法人の取組とその評価、大学を取り巻く環境の変化等を踏まえ、変化し続ける社会において、知の拠点として持続的に発展するとともに、社会変革を先導する人材の育成を通じ、地域の産業及び社会の発展に寄与するよう、第4期中期目標を定める。

（3）第4期中期目標のポイント

①社会環境の変化を踏まえた見直し

- ・産学連携教育や学問分野を超えた実践的・学際的な学びの推進について明記
- ・成長分野を意識し、地域のニーズに対応した実学研究の発展について明記
- ・生涯教育の推進に関する目標の項目化

②「研究」と「地域貢献」の目標の一体化

- ・研究と地域貢献の好循環が図られるよう目標を一体化
- ・研究成果の地域への還元や地域課題解決への貢献による産学官連携の一層の推進を明記

③業務運営等に関する目標の見直し

- ・学内データの活用、多様性・公平性・包摂性(DEI※)の推進に関する目標の新設
- ※DEI…Diversity (多様性)・Equity (公平性)・Inclusion (包摂性) の頭文字からなる語
- ・業務運営の適正化、人事・組織体制の適正化、自己収入の確保等について明記

3 その他

詳細は「公立大学法人宮城大学第4期中期目標（中間案）」のとおり。